

平成23年1月31日判決

## 主文

後記第2の3記載の原処分はこれを取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の判決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日に65歳に達したので、同月○日(受付)、社会保険庁長官に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)並びに老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定を請求したところ、平成○年○月○日をその受給権発生日とする特老厚年金を平成○年○月から一部支給する旨の処分を受け、平成○年○月から、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の支給を受けていた。

2 一方、請求人と婚姻の届出をした配偶者であるA(昭和○年○月○日生まれ。以下「A」という。)は、平成○年○月から一部支給停止された特老厚年金の支給を受けていたが、平成○年○月○日に65歳に達した後、支給されていた年金が支給されなくなったため、その理由を聞きに○○社会保険事務所(以下「本件事務所」という。)へ相談に赴いたところ、はがき様式の老齢給付の裁定請求書が届かず、裁定請求をしていなかったこと、及び、請求人に係る老齢厚生年金(特老厚年金を含む。)に厚年法第44条第1項の規定によるAに係る加給年金額(以下、この加給年金額に相当する加算部分を、便宜、「配偶者加給年金」という。)が加算されていないことが判明したので、請求人は、平成○年○月○日(受付)、

老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届(以下「本件該当届」という。)を、社会保険庁長官に提出した。

3 社会保険庁長官は、本件該当届に基づき、平成○年○月○日付で、請求人に対し、特老厚年金の受給権発生日に遡って、配偶者加給年金を加算した特老厚年金の額に変更した上、平成○年○月からは配偶者加給年金を支給停止とし、平成○年○月からは配偶者加給年金が加算されない年金額に変更する旨の裁定をしたが、平成○年○月以前分の配偶者加給年金で、その支給が開始される平成○年○月から支給するもの(以下「本件配偶者加給年金」という。)については、「5年以上経過しているため消滅時効により」支給しない旨の処分(以下、消滅時効により支給しないとする部分を「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由を再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」から、主な部分をそのまま掲記すると次のとおりである。

「A氏の年金請求時(平成○年○月○日)に住民票及び雇用保険、被保険者だけで良いと当時の担当官に指示された。当時、もし自分の記録を確認のうえ夫の記録も併せて調査されていれば、Bの加給年金もれに、気がついていたのではないか。当時に他・書類を求められれば当然応じるし、そうなれば、消滅時効にかかることはなかったのではないか？」

再審査請求する理由

- ① 上記の通り請求者は社会保険事務局の指示通り、なんの落ち度もなく手続きをした。
- ② 請求者(一般国民)は年金受給が開始された際、その金額が正しいものなのか精査することは一般的に不可能である。
- ③ 社会保険事務局も(事務ミス)認め

ている。

- ④ 本件は社会保険事務所の事務所の事務ミスに起因するものである。」

### 第3 当審査会の判断

- 1 老齢厚生年金（特老厚年金を含む。）の額は、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上である者に限り、受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者で、かつ、当該配偶者が将来にわたって850万円以上の年収（又は655万5000円以上の年間所得）を有すると認められる者以外の者であるときに（以下、この者を便宜「配偶者加給適格者」という。）、厚年法第43条に定める額に配偶者加給年金を加算した額とすることとされているが、配偶者加給適格者が被保険者期間240月以上を額計算の基礎とする老齢厚生年金（特老厚年金も含む）の支給を受けるときは、当該配偶者加給年金は支給停止となる（厚年法第44条第1項及び第45条第7項、同法附則第16条及び厚年法施行令第3条の5）。そうして、特老厚年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合には、被保険者である日の属する月において、その標準報酬月額等に応じ、特老厚年金が全額もしくは一部支給停止されるところ、特老厚年金が全額支給停止のときには、配偶者加給年金も全額支給停止とされるが、特老厚年金の一部支給停止のときには、配偶者加給年金の全額が支給される（国民年金等の一部を改正する法律（平成6年法律第95条）附則第21条）。
- 2 本件該当届、請求人を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書及び同人を世帯主とする世帯全員の住民票謄本（いずれも平成〇年〇月〇日付）、請求人及びA連名の「収入要件申立書」、請求人及びAに係る厚年資格記録（共通）（以下、併せて「本件厚年記録」という。）、請求人に係る改定記録照会、Aに係る新法裁定原簿（失権・特別）によれば、①請求人とAは昭和〇年〇月〇日に婚姻し、昭和〇

年〇月〇日に〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号を住所と定めて以降異動はなく、共に同所を住所としてきたこと、平成〇年〇月頃のAに係る標準報酬月額が〇〇万円であったことが認められ、この金額は、収入要件申立書に記載の「…当時（平成〇年）看護師としてフルタイムで勤務し月給が〇〇万円位（ボーナス…年収〇〇〇万円位でした。）」と一致することから、被保険者期間〇〇〇月以上を有する請求人の特老厚年金受給権発生時において、Aは請求人に係る配偶者加給適格者であったこと、②請求人は特老厚年金の受給権発生時は厚生年金保険の被保険者であり、その標準報酬月額は〇〇万円であったため、特老厚年金の全部支給停止であったが、平成〇年〇月から標準報酬月額が〇〇万円となった、特老厚年金の一部支給停止となったこと、③Aは被保険者期間〇〇〇月以上を有して、その特老厚年金の受給権が平成〇年〇月〇日に発生したが、これはAが平成〇年〇月〇日受付（以下「本件相談日」という。）をもって裁定請求したことによるものであったこと、④本件該当届は平成〇年〇月〇日に届け出られたこと、以上の事実が認められ、それらについて当事者間に争いはないものと解されるところ、保険者は、法第92条第1項に規定する「保険給付を受ける権利（当該権利に基づき・・・）は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する」との規定に基づき、当該受給権の行使自体は是認し、それに係る配偶者加給年金の支給については本件該当届の提出があったときから5年間に限ってその遡及を認めたいので、上記④に係る原処分を行ったものである。

- 3 それに対し、請求人は前記第2の4に記載のように主張するので、その主張を採用することができるかどうかを検討すると、次のとおりである。

- (1) 本件事務所作成の受付経過簿（以下「経過簿」という。）及び同事務所が本件相談日付で受理したA作成の

「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」（以下「本件裁定請求書」という。）には、以下の記載が認められ、本件裁定請求書の添付資料として、Aに係る雇用保険被保険者証（a 病院を事業所名称とするもの）が提出されていることが認められる。

① 経過簿

ア 受付年月日 ○. ○. ○ 請求者の氏名：B

備考欄：○○年金相談サービスセンター

イ 受付年月日 ○. ○. ○ 請求者の氏名：A

② 本件裁定請求書

ア 配偶者氏名として「B」、配偶者の基礎年金番号として「○○○○ー○○○○○○」、配偶者の生年月日として「昭和○年○月○日」との記載がある。

イ 「あなたの配偶者は、公的年金制度等から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。」との欄に、「1老齢・退職の年金を受けている」に○の印をした上、受けている年金として「制度名（共済組合名等）：厚生年金」、「年金の種類：老齢」、「年月日：○・○・○」、「年金証書の年金の年金コードまたは記号番号等：○○○○ー○○○○○○ー○○○○」との記載がある。

ウ 生計維持証明の生計同一関係の表の「配偶者および子」の欄に、氏名「B」、続柄「夫」とあるが、いったんは、Bが配偶者（請求人）によって生計を維持していた者であって、その収入が850万円未満である旨の記載がされた後に、生計維持証明欄全体が×印により抹消されている。

(2) 審査請求書の別紙及び再審査請求書の記載に本件審理期日における再審査請求代理人であるAの陳述を併せると、本件審査手続におけるAの陳述は

以下のとおりに整理することができる。

ア 請求人の特老厚年金の請求時及び本件相談日に、Aは請求人と共に信用金庫の担当者を同行して本件事務所の窓口を訪れた。

イ 本件相談日において、本件事務所の担当者は、Aに対し、請求人の特老厚年金請求のときに必要書類が提出済であるので、住民票及び同人の雇用保険被保険者証の提出だけでよいと指示した。

ウ 本件裁定請求書を作成したのは、Aであるが、生計維持証明欄全体に×が引かれた経緯については覚えていない。

(3) 保険者は、審理期日において、「なお、特別支給の老齢厚生年金の裁定時に送付する年金証書には「加給年金額又は加算額」欄を設け、配偶者等の加給年金と基本額とを区別して表示することとしており、加給年金が加算される場合に当該欄に加給年金を表示することとしております。」との意見を陳述するが、その趣旨は、要するに、請求人は特老厚年金の裁定を請求した際に、Aが配偶者加給適格者である旨を証する資料の提出もなく、その旨の申出もなかったことから、配偶者加給年金を加算せずに特老厚年金の裁定が行われ、その結果として、請求人に係る特老厚年金の年金証書の「加給年金額または加算額」欄に上記加給年金の表示がなかったものであり、そのことは、年金証書を一見すれば明白であり、請求人はそのことを容易に認識し得たものというべきであって、それにもかかわらず、本件該当届が提出されるまで一切の請求がなされなかったので、本件配偶者加給年金を時効消滅を理由に支給しないとした原処分は妥当である、というにあると解される。また、本件審理期日において保険者の代理人は、特老厚年金等裁定請求時において、加給年金が加算される場合に当たるか

否かについて、その請求者の配偶者に係る年金確認を窓口で行うような統一的な取扱いはしていない旨陳述した。

- 4 以上によれば、本件は、保険者において、請求人が同人に係る特老厚年金裁定の請求をした際に、請求人からAが配偶者加給適格者であることを証明すべき資料の提出がなされなかったなどの事情がうかがわれ、その旨の申出がないと判断したことが原因で配偶者加給年金が加算されないまま推移していたところ、本件該当届により初めて配偶者加給適格者であることを証する資料の提出及び申出があったという案件であるということになる。しかし、保険者は、上記3にあるように請求人に係る特老厚年金に係る裁定請求書やその添付資料等は保存してはいない。ところで、本件相談日にAが提出した本件裁定請求書に記載された事項は、特老厚年金の裁定請求書に記載すべき事項を定めた法施行規則第30条の2に規定された事項を適式に記載されたものと認められるものであって、Aは、本件裁定請求書に記載することによって、配偶者である請求人に係る情報を正確に保険者に提供していたことが認められる。そうして、本件裁定請求書の請求人との生計維持証明欄にいったんは、Bが配偶者（請求人）によって生計を維持していた者であり、その収入が850万円未満である旨の記載がされた後に、×印によりその欄全体が抹消されているのは、請求人が既に被保険者期間〇〇〇月以上を額計算の基礎とする老齢厚生年金を受給していることが判明したため、A又は担当者がこれを抹消したものと推認されるが、本件相談日に窓口を訪れていた請求人らに担当者がその理由を説明するなどした形跡はない。また、上記規則の規定によれば、特老厚年金裁定時に配偶者がいる場合に、配偶者加給適格者の有無を確認することが当然のこととされているものと解されるが、本件裁定請求書に添付されているものは、Aに係る雇用保険被保険者証のみであることに前記

Aの陳述を併せると、本件事務所担当者は、請求人の特老厚年金裁定請求の際に必要な書類が提出済みであるとの前提のもとに、Aに係る特老厚年金請求に係る手続においてはその簡略化のために、最低限必要とされる資料のみ提出を求めた蓋然性が高いと判断され、そのとおりの経緯を推認することができる。上記保険者の取扱いについては、特段、それを不当とすべき事情は見受けられないものの、特老厚年金受給権者がその受給権を取得した当時において、加給年金対象者の存否及びその者が生計維持及び年齢要件等を満たしているかというような事柄は複雑な法令の理解をした上で初めて判断できるものであって、一般の国民には容易にこれをなし得ないものであること、一方、本件事務所の担当者はこれらの問題に精通している専門家であると考えられ、日々年金に関する業務に従事している、類似案件の有無を含めて豊富な情報を保有して業務遂行に当たっていたものと推認されることを考慮すると、本件事務所の担当者としては、提出された本件裁定請求書の記載内容を点検すれば、請求人の氏名、生年月日、基礎年金番号、受給中の年金給付の種類等の記載及び生計維持証明欄の記載から、請求人の特老厚年金を含む老齢厚生年金に加算されているべき配偶者加給年金が加算されていないことが判明し、請求人において、従前の手続の欠缺を補正するため、Aが配偶者加給適格者である旨の申出をすることができた蓋然性が高いと認められるところ、担当者は、本件相談日に窓口を訪れたA及び請求人に対し、その点についての注意を払わないまま漫然と対応し、本件裁定請求書の生計維持証明欄の訂正についても、請求人らに対し、十分な説明をしなかったものであり、そのために、請求人が本件相談日に、従前の手続の欠缺を補正して、Aが配偶者加給適格者である旨の申出をすることができなかつたものであると認めるのが相当であり、これらの事情を総合的に判断すれば、本件

については、本件配偶者加給年金を受ける権利が時効により消滅したとしてした原処分は妥当ではない。

- 5 以上の理由によって、原処分を取り消すこととし、主文のとおり裁決する。